

鳥取労働局発表
平成31年4月9日

担当	職業安定部 職業対策課 課長 黒阪 槟也
	地方障害者雇用担当官 小谷 久美子
	TEL 0857-291708

鳥取県における平成30年民間企業の障害者雇用状況集計結果

— 雇用率は0.06ポイント改善し2.22%と過去最高！ —

鳥取労働局（局長 まるやま よういち）は、民間企業における平成30年の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況をとりまとめましたので、公表します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（以下「法定雇用率」という。）以上の障害者を雇用することを義務付けています。今回の集計結果は、同法に基づき毎年6月1日現在の障害者の雇用状況について、障害者雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は平成30年4月1日から、民間企業の場合は2.2%に改定されています。

【平成30年の結果等におけるポイント】

1 民間企業（法定雇用率2.2%）における状況について

- ① 雇用障害者数は、1,402.5人となり、過去最高を更新し、算定の基礎となる労働者数（63,034.5人）も過去最高となった結果、障害者の実雇用率は、2.22%となり、前年に比して0.06ポイント上昇した。なお、全国平均（2.05%）を0.17ポイント上回った。
- ② 法定雇用率達成企業割合は56.5%となり、前年度に比して3.2ポイント下降した。全国平均（45.9%）を10.6ポイント上回った。

2 今後の対応について

民間企業に対しては、ハローワーク幹部等による個別指導を継続して実施するほか、鳥取県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部等と連携したチーム支援等による援助、指導を積極的に実施する。

1 民間企業における雇用状況

○雇用されている障害者の数、実雇用率 [1(1)概況]

- ① 一般の民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）における障害者雇用数は、1,402.5人（実人数1,247人）で、前年より86.5人増加した（実人数は前年より、61人増加した）。このうち、身体障害者は804.5人（実人数619人）、知的障害者は387.5人（実人数408人）、精神障害者は210.5人（実人数220人）であった。
- ② 平成29年6月2日から本年6月1日までの1年間の新規雇用者数は150.0人で、前年新規雇用者数と比べ5人減少した。
- ③ 雇用率は、2.22%で前年より0.06ポイント上回った。
- ④ 法定雇用率達成企業（266企業）の割合は56.5%で、前年より3.2ポイント下降した。

○産業別の状況 [1(2)産業別の雇用状況]

- ① 産業別の障害者雇用数は、医療・福祉で453.0人（前年差20.0人増）、製造業327.5人（前年差13.0人増）、卸売業・小売業で210.0人（前年差23.0人増）、生活関連サービス業・娯楽業で105.5人（前年差6.0人増）、サービス業で90.0人（前年差9.5人増）、となった。増加人数が多かった産業は、卸売業・小売業次いで医療・福祉であった。
- ② 雇用率は、生活関連サービス業・娯楽業で7.00%（前年差0.06ポイント減）、医療・福祉で2.50%（前年差0.07ポイント増）、サービス業2.41%（前年差0.17ポイント増）となった。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、農・林・漁業で前年に引き続き100.0%、建設業で71.4%（前年比2.2ポイント増）、製造業で68.5%（前年差3.1ポイント増）、サービス業で65.8%（前年差1.1ポイント増）、宿泊業・飲食サービス業で61.9%（前年差0.6ポイント減）となった。

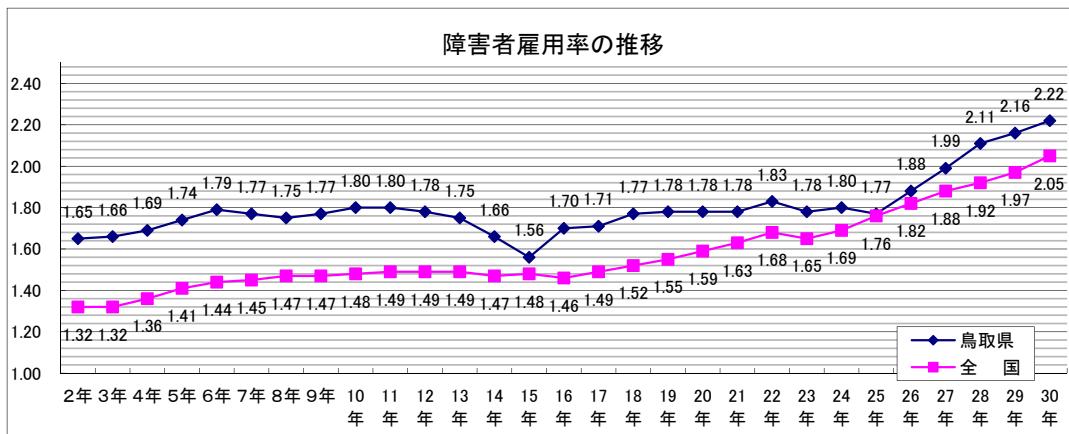
○企業規模別の状況 [1(3)企業規模別の雇用状況]

- ① 企業規模別に見ると、45.5人～100人未満規模企業で316.5人（前年差28.5人増）、100～300人未満規模企業で608.5人（前年差54.0人増）、300～500人未満規模企業で165.0人（前年差1.0人増）、500人～1,000人未満規模企業で222.5人（前年差4.0人減）、1,000人以上規模企業で90.0人（前年差7.0人増）となった。
- ② 雇用率は、45.5人～100人未満規模企業で1.88%（前年差0.06ポイント減）、100～300人未満規模企業で2.38%（前年差0.17ポイント増）、300～500人未満規模企業で2.40%（前年差0.08ポイント増）、500～1,000人未満規模企業で2.23%（前年差0.01増）、1,000人以上規模企業で2.37%（前年差0.17ポイント増）となった。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5～100人未満規模企業では52.7%（前年差3.1ポイント減）、100～300人未満規模企業で61.0%（前年差1.9ポイント減）、300～500人未満規模企業で60.0%（前年差10.0ポイント減）、500～1,000人未満規模企業で56.3%（前年差8.4ポイント減）、1,000人以上規模企業100%（前年差33.3ポイント増）となった。

一般の民間企業における障害者雇用状況の推移

各年6月1日現在

項目 年	鳥 取 県					全 国	
	企業数	法定雇用障害者数 の算定の基礎とな る労働者数	障害者数	実雇用率	法定雇用率達成企業数	障害者数 割 合	実雇用率
平成2年	327	53,350	881	1.65	179	54.7	1.32
3年	335	53,952	894	1.66	188	56.1	1.32
4年	344	55,207	933	1.69	199	57.8	1.36
5年	346	54,905	955	1.74	203	58.7	1.41
6年	339	54,909	984	1.79	212	62.5	1.44
7年	332	55,303	980	1.77	207	62.3	1.45
8年	323	54,594	953	1.75	192	59.4	1.47
9年	311	53,921	952	1.77	188	60.5	1.47
10年	304	53,781	966	1.80	188	61.8	1.48
11年	357	55,557	1,002	1.80	191	53.5	1.49
12年	355	54,970	976	1.78	197	55.5	1.49
13年	340	53,231	933	1.75	187	55.0	1.49
14年	324	49,141	816	1.66	178	54.9	1.47
15年	324	49,443	772	1.56	163	50.3	1.48
16年	333	51,027	870	1.70	178	53.5	1.46
17年	345	52,488	898	1.71	189	54.8	1.49
18年	333	51,201	905.0	1.77	188	56.5	1.52
19年	347	51,535	918.5	1.78	201	57.9	1.55
20年	349	52,922	941.0	1.78	211	60.5	1.59
21年	349	52,078	927.5	1.78	206	59.0	1.63
22年	329	50,091	919.0	1.83	196	59.6	1.68
23年	362	55,320.5	985.5	1.78	204	56.4	1.65
24年	362	54,810.0	984.5	1.80	205	56.6	1.69
25年	394	57,302.5	1,016.0	1.77	211	53.6	1.76
26年	413	58,791.5	1,107.5	1.88	209	50.6	1.82
27年	425	59,697.0	1,187.0	1.99	233	54.8	1.88
28年	423	60,313.5	1,271.0	2.11	250	59.1	1.92
29年	427	60,953.0	1,316.0	2.16	255	59.7	1.97
30年	471	63,034.5	1,402.5	2.22	266	56.5	2.05
対前年	44	2,081.5	86.5	0.06	11	△ 3.2	38,974.5
							0.08



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年は45.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者	平成23年度以降	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者
平成18年度以降 平成22年度まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)		身体障害者である短時間労働者 (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント) 知的障害者である短時間労働者 (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント) 精神障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

※ 平成30年は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5				
鳥取県	企業 471	人 63,034.5	人 238	人 43	人 801	人 165	人 1,402.5	人 150.0	% 2.22	企業 266	% 56.5
(427) (60,953.0) (227) (43) (722) (194) (1,316.0) (155.0) (2.16) (255) (59.7)											
全 国	100,586	26,104,834.5	117,892	16,026	262,305	41,309	534,769.5	60,491.5	2.05	46,217	45.9
(91,024) (25,204,720.0) (112,860) (14,842) (231,187) (48,092) (495,795.0) (50,940.0) (1.97) (45,553) (50.0)											

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者外の身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者	c. 重度知的障害者	d. 重度以外の知的障害者	e. 計	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計	f. うち新規雇用分	
鳥取県	人 1,402.5	人 213	人 36	人 315	人 55	人 804.5	人 62.0	人 25	人 7	人 285	人 91	人 387.5	人 34.0	人 162	人 58	人 39	人 210.5	人 54.0
(1,316.0) (203) (39) (312) (47) (780.5) (74.5) (24) (4) (272) (90) (369.0) (51.0) (138) (57) (-) (166.5) (29.5)																		
全 国	534,769.5	98,193	11,691	129,993	16,276	346,208.0	28,506.0	19,699	4,335	68,757	17,353	121,166.5	14,074.0	50,708	20,527	12,847	67,395.0	17,911.5
(495,795.0) (94,234) (10,821) (126,584) (15,162) (333,454.0) (26,413.5) (18,626) (4,021) (63,181) (15,679) (112,293.5) (12,739.0) (41,422) (17,251) (-) (50,047.5) (11,787.5)																		

[1(1)①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
① 平成27年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者である。

5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなつた。

[1(1)②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなつた。

(2) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定期雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	③ 障害者の数 E. $\sum A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	④ 実雇用率 E ÷ ② × 100	⑤ 法定期雇用率 E ÷ ② × 100	⑥ 法定期雇用率達成企業の割合	
産業計	471	企業 63,034.5	人 238	人 43	人 801	人 165.0	人 1,402.5	人 150.0	2.22	企業 266	56.5
	(427)	(60,953.0)	(227)	(43)	(722)	(194.0)	(1,316.0)	(155.0)	(2.16)	(255)	(59.7)
農、林、漁業	5	企業 394.5	人 2	人 0	人 6	人 0.0	人 10.0	人 1.0	2.53	企業 5	100.0
	(4)	(298.0)	(1)	(0)	(5)	(0.0)	(7.0)	(0.0)	(2.35)	(4)	(100.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	0	企業 0.0	人 0	人 0	人 0	人 0.0	人 0.0	人 0.0	-	-	-
	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(-)	(-)	(-)
建設業	14	企業 1,313.0	人 3	人 0	人 13	人 2.0	人 20.0	人 3.0	1.52	企業 10	71.4
	(13)	(1,334.5)	(3)	(1)	(12)	(0.0)	(19.0)	(1.0)	(1.42)	(9)	(69.2)
製造業	108	企業 14,781.5	人 63	人 3	人 194	人 9.0	人 327.5	人 32.0	2.22	企業 74	68.5
	(104)	(14,551.5)	(61)	(5)	(174)	(27.0)	(314.5)	(38.5)	(2.16)	(68)	(65.4)
電気、ガス、熱供給、水道業	3	企業 161.0	人 0	人 0	人 0	人 0.0	人 0.0	人 0.0	-	-	-
	(3)	(164.0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(-)	(-)	(-)
情報通信業	10	企業 1,452.5	人 3	人 3	人 10	人 1.0	人 19.5	人 1.5	1.34	企業 3	30.0
	(9)	(1,255.0)	(4)	(1)	(4)	(0.0)	(13.0)	(0.0)	(1.04)	(4)	(44.4)
運輸業、郵便業	17	企業 1,784.5	人 7	人 0	人 16	人 1.0	人 30.5	人 1.0	1.71	企業 6	35.3
	(14)	(1,657.0)	(7)	(0)	(21)	(1.0)	(35.5)	(1.0)	(2.14)	(8)	(57.1)
卸売業、小売業	95	企業 11,767.5	人 34	人 8	人 117	人 34.0	人 210.0	人 23.0	1.78	企業 48	50.5
	(82)	(11,340.0)	(28)	(6)	(105)	(40.0)	(187.0)	(27.0)	(1.65)	(42)	(51.2)
金融業、保険業	10	企業 2,235.5	人 3	人 0	人 28	人 0.0	人 34.0	人 2.0	1.52	企業 3	30.0
	(10)	(2,244.5)	(2)	(0)	(30)	(1.0)	(34.5)	(6.5)	(1.54)	(4)	(40.0)
不動産業、物品賃貸業	2	企業 127.0	人 0	人 0	人 1	人 0.0	人 1.0	人 0.0	0.79	企業 1	50.0
	(2)	(122.0)	(0)	(0)	(1)	(0.0)	(1.0)	(0.0)	(0.82)	(1)	(50.0)
学術研究、専門・技術サービス業	7	企業 596.0	人 2	人 0	人 3	人 0.0	人 7.0	人 0.0	1.17	企業 3	42.9
	(6)	(560.0)	(2)	(0)	(3)	(0.0)	(7.0)	(0.0)	(1.25)	(4)	(66.7)
宿泊業、飲食サービス業	21	企業 1,591.5	人 2	人 5	人 15	人 15.0	人 31.5	人 5.5	1.98	企業 13	61.9
	(16)	(1,385.5)	(1)	(1)	(13)	(12.0)	(22.0)	(4.5)	(1.59)	(10)	(62.5)
生活関連サービス業、娯楽業	14	企業 1,507.5	人 19	人 1	人 66	人 1.0	人 105.5	人 4.0	7.00	企業 8	57.1
	(12)	(1,408.5)	(18)	(0)	(63)	(1.0)	(99.5)	(6.5)	(7.06)	(7)	(58.3)
教育、学習支援業	10	企業 852.0	人 3	人 1	人 7	人 1.0	人 14.5	人 0.0	1.70	企業 6	60.0
	(10)	(819.0)	(3)	(1)	(6)	(1.0)	(13.5)	(0.0)	(1.65)	(6)	(60.0)
医療、福祉	108	企業 18,141.0	人 74	人 20	人 244	人 82.0	人 453.0	人 64.0	2.50	企業 58	53.7
	(101)	(17,828.0)	(74)	(24)	(213)	(96.0)	(433.0)	(54.5)	(2.43)	(62)	(61.4)
複合サービス事業	9	企業 2,602.5	人 7	人 1	人 31	人 5.0	人 48.5	人 4.0	1.86	企業 3	33.3
	(7)	(2,386.5)	(9)	(1)	(28)	(4.0)	(49.0)	(3.0)	(2.05)	(4)	(57.1)
サービス業	38	企業 3,727.0	人 16	人 1	人 50	人 14.0	人 90.0	人 9.0	2.41	企業 25	65.8
	(34)	(3,599.0)	(14)	(3)	(44)	(11.0)	(80.5)	(12.5)	(2.24)	(22)	(64.7)

注 1 (1)①の表と同じ

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数										③知的障害者の数										④精神障害者の数													
		a.重度身体障 害者	b.重度身体障 害者である短時 間労働者	c.重度以外の 身体障害者	d.重度以外の 身体障害者であ る短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d$ $\times 0.5$	f.うち新規雇用 分	a.重度知的障 害者	b.重度知的障 害者である短時 間労働者	c.重度以外の 知的障害者	d.重度以外の 知的障害者であ る短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d$ $\times 0.5$	f.うち新規雇用 分	c.精神障害者	d.精神障害者 である短時間労 働者(注4)	e. dのうち、(注 5)に該当する職 員	f. 計 $c + (d - e) \times0.5 + e$	f.うち新規雇用 分																	
産業計	人 1,402.5 (1,316.0)	人 213 (203)	人 36 (39)	人 315 (312)	人 55 (47)	人 804.5 (780.5)	人 62.0 (74.5)	人 25 (24)	人 7 (4)	人 285 (272)	人 91 (90)	人 387.5 (369.0)	人 34.0 (51.0)	人 162 (138)	人 58 (57)	人 39 (-)	人 210.5 (166.5)	人 54.0 (29.5)																	
農、林、漁業	人 10.0 (7.0)	人 2 (1)	人 0 (0)	人 3 (4)	人 0 (0)	人 7.0 (6.0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 1.0 (0.0)		人 2 (1)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2.0 (1.0)																		
鉱業、採石業、砂利採取業	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)																		
建設業	人 20.0 (19.0)	人 3 (3)	人 0 (1)	人 12 (12)	人 2 (0)	人 19.0 (19.0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (1)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)		人 1 (2)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1.0 (2.0)																		
製造業	人 327.5 (314.5)	人 56 (55)	人 3 (5)	人 75 (72)	人 3 (4)	人 191.5 (189.0)		人 7 (6)	人 0 (0)	人 74 (67)	人 5 (12)	人 90.5 (84.5)		人 42 (35)	人 4 (11)	人 3 (11)	人 45.5 (40.5)																		
電気・ガス・熱供給・水道業	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)																		
情報通信業	人 19.5 (13.0)	人 3 (4)	人 2 (1)	人 7 (3)	人 1 (0)	人 15.5 (12.0)		人 0 (0)	人 1 (0)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 2.0 (0.0)		人 2 (1)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2.0 (1.0)																		
運輸業、郵便業	人 30.5 (35.5)	人 7 (7)	人 0 (0)	人 16 (20)	人 1 (1)	人 30.5 (34.5)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (1)	人 0 (0)	人 0.0 (1.0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)																		
卸売業、小売業	人 218.0 (187.0)	人 33 (27)	人 8 (6)	人 35 (39)	人 9 (7)	人 113.5 (102.5)		人 1 (1)	人 0 (0)	人 47 (50)	人 22 (19)	人 60.0 (61.5)		人 25 (16)	人 13 (14)	人 10 (10)	人 36.5 (23.0)																		
金融業、保険業	人 34.0 (34.5)	人 3 (2)	人 0 (0)	人 15 (17)	人 0 (0)	人 21.0 (21.0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 12 (12)	人 0 (1)	人 12.0 (12.5)		人 0 (1)	人 1 (0)	人 1 (1)	人 1.0 (1.0)																		
不動産業、物品賃貸業	人 1.0 (1.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 1.0 (1.0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)																		
学術研究、専門・技術サービス業	人 7.0 (7.0)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 1 (2)	人 0 (0)	人 5.0 (6.0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 2 (0)	人 0 (0)	人 2.0 (0.0)		人 0 (1)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (1.0)																		
宿泊業、飲食サービス業	人 31.5 (22.0)	人 2 (1)	人 3 (1)	人 1 (4)	人 6 (4)	人 11.0 (9.0)		人 0 (0)	人 2 (0)	人 9 (6)	人 9 (8)	人 15.5 (10.0)		人 3 (3)	人 2 (0)	人 2 (2)	人 5.0 (3.0)																		
生活関連サービス業、娯楽業	人 105.5 (99.5)	人 7 (6)	人 1 (0)	人 6 (6)	人 0 (0)	人 21.0 (18.0)		人 12 (12)	人 0 (0)	人 53 (50)	人 1 (1)	人 77.5 (74.5)		人 7 (7)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 7.0 (7.0)																		
教育・学習支援業	人 14.5 (13.5)	人 3 (3)	人 1 (1)	人 7 (6)	人 1 (1)	人 14.5 (13.5)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)																		
医療、福祉	人 453.0 (433.0)	人 71 (71)	人 18 (22)	人 94 (90)	人 26 (27)	人 267.0 (267.5)		人 3 (3)	人 2 (2)	人 67 (66)	人 44 (44)	人 98.0 (81.0)		人 62 (57)	人 31 (25)	人 21 (21)	人 88.0 (69.5)																		
複合サービス事業	人 48.5 (49.0)	人 7 (9)	人 0 (0)	人 15 (17)	人 1 (1)	人 29.5 (35.5)		人 0 (0)	人 1 (1)	人 5 (5)	人 1 (1)	人 6.5 (6.5)		人 10 (6)	人 4 (2)	人 1 (1)	人 12.5 (7.0)																		
サービス業	人 90.0 (80.5)	人 14 (12)	人 0 (2)	人 27 (22)	人 5 (2)	人 57.5 (49.0)		人 2 (2)	人 1 (1)	人 14 (14)	人 7 (4)	人 22.5 (19.0)		人 8 (8)	人 3 (5)	人 1 (1)	人 10.0 (10.5)																		

注 1 (1)②の表と同じ

(3) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 471 (427)	人 63,034.5 (60,953.0)	人 238 (227)	人 43 (43)	人 801 (722)	人 165 (194)	人 1,402.5 (1,316.0)	人 150.0 (155.0)	% 2.22 (2.16)	企業 266 (255)	% 56.5 (59.7)
人 45.5～100人未満	企業 260 (217)	人 16,805.5 (14,833.5)	人 50 (43)	人 11 (10)	人 187 (165)	人 37 (54)	人 316.5 (288.0)	人 45.0 (36.0)	% 1.88 (1.94)	企業 137 (121)	% 52.7 (55.8)
100～300人未満	172 (170)	25,584.0 (25,080.5)	107 (96)	19 (17)	349 (312)	53 (67)	608.5 (554.5)	59.0 (70.0)	2.38 (2.21)	105 (107)	61.0 (62.9)
300～500人未満	20 (20)	6,866.0 (7,065.5)	24 (28)	6 (6)	101 (93)	20 (18)	165.0 (164.0)	15.0 (13.0)	2.40 (2.32)	12 (14)	60.0 (70.0)
500～1,000人未満	16 (17)	9,982.0 (10,206.0)	41 (46)	4 (6)	118 (110)	37 (37)	222.5 (226.5)	21.0 (22.5)	2.23 (2.22)	9 (11)	56.3 (64.7)
1,000以上	3 (3)	3,797.0 (3,767.5)	16 (14)	3 (4)	46 (42)	18 (18)	90.0 (83.0)	10.0 (13.5)	2.37 (2.20)	3 (2)	100.0 (66.7)

注 1(1)①の表と同じ

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数					
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e. dのうち(注5)に該当する職員	e. 計 $c + (d - e) \times 0.5 + e$	f.うち新規雇用分	
規模計	1,402.5 (1,271.0)	人 213 (194)	人 36 (39)	人 315 (312)	人 55 (47)	人 804.5 (780.5)	人 62.0 (74.5)	人 25 (24)	人 7 (4)	人 285 (272)	人 91 (90)	人 387.5 (369.0)	人 34.0 (51.0)	人 162 (138)	人 58 (57)	人 39 (-)	人 210.5 (166.5)	人 54.0 (29.5)	
人 45.5~ 100人未満	316.5 (288.0)	人 42 (35)	人 9 (10)	人 75 (72)	人 15 (14)	人 175.5 (159.0)	人 (8)	人 8 (8)	人 2 (0)	人 64 (55)	人 20 (20)	人 92.0 (81.0)	人 (37)	人 13 (20)	人 11 (-)	人 49.0 (48.0)			
100~ 300人未満	608.5 (554.5)	人 92 (83)	人 15 (14)	人 131 (127)	人 17 (17)	人 338.5 (315.5)	人 (15)	人 15 (13)	人 4 (3)	人 140 (136)	人 27 (33)	人 187.5 (181.5)	人 (65)	人 22 (17)	人 13 (-)	人 82.5 (57.5)			
300~ 500人未満	165.0 (164.0)	人 23 (26)	人 6 (6)	人 42 (41)	人 11 (7)	人 99.5 (102.5)	人 (1)	人 1 (2)	人 0 (0)	人 33 (32)	人 5 (4)	人 37.5 (38.0)	人 (22)	人 8 (7)	人 4 (-)	人 28.0 (23.5)			
500~ 1,000人未満	222.5 (226.5)	人 40 (45)	人 4 (6)	人 47 (53)	人 7 (4)	人 134.5 (151.0)	人 (1)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 28 (30)	人 27 (23)	人 43.5 (43.5)	人 (35)	人 11 (10)	人 8 (-)	人 44.5 (32.0)			
1,000以上	90.0 (83.0)	人 16 (14)	人 2 (3)	人 20 (19)	人 5 (5)	人 56.5 (52.5)	人 (0)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 20 (19)	人 12 (10)	人 27.0 (25.0)	人 (3)	人 4 (4)	人 3 (-)	人 6.5 (5.5)			

注 1(1)②の表と同じ

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	一般の民間企業	2. 2% [2. 0%]
	(45.5人〔50人〕以上規模の企業)	
○ 国、地方公共団体	特殊法人等	2. 5% [2. 3%]
	〔労働者数40人〔43.5人〕以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等〕	
○ 都道府県等の教育委員会	2. 4% [2. 2%]	
	(42人〔45.5人〕以上規模の機関)	

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。
- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
 - ② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること